平成２１年（フ）第２３号
北海道士別市上士別町16線南２番地
債務者　竹谷　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第３０号
北海道枝幸郡枝幸町幸町7961番地３、住民票上の住所北海道名寄市風連町緑町121番地５
債務者　藤島　　清
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第５６８号
埼玉県越谷市大字大竹107番地５、旧住所千葉県富里市十倉291番地525
債務者　清水　光一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６６５号
埼玉県狭山市狭山台１丁目29番地の１―802
債務者　今野　興子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１８号
新潟県長岡市上除町1614番地３
債務者　五十嵐千代子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽585番地８、住民票上の住所新潟県長岡市栃尾大野町３丁目５番４号
債務者　村上　真理
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
新潟県南魚沼市余川2511番地
債務者　島田　利栄
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
新潟県南魚沼市余川2511番地
債務者　島田　京子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
新潟県魚沼市葎沢49番地１　葎沢住宅１号棟２号室
債務者　磯部不二夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
函館市川汲町748、住民票上の住所札幌市東区北40条東３丁目１番６号　大垣ビル301号
債務者　村井　美里（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５４１号
函館市桔梗２丁目33番27号
債務者　西田　保晴
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５４２号
函館市桔梗２丁目33番27号
債務者　西田江利子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１３４０号
埼玉県蕨市北町１丁目６番９号　ニューハイツ北町201号
債務者　飯塚　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４３号
埼玉県桶川市大字坂田544番地の４
債務者　宇佐美千鶴
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４８号
さいたま市岩槻区大字柏崎1340番地３
債務者　佐々木大輔
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
岡山県倉敷市神田３丁目２番20号　サニイスト神田101号
債務者　三宅　幸恵（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
岡山県倉敷市鳥羽363番地１
債務者　佐々木　卓
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係